

社会福祉施設指導監査における主な指摘事項について(施設関係)

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班 R2.6月作成

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	種別
①	運営規程	運営規程において、従業者の職種、員数及び職務の内容のうち、従業者の員数が記載されていない。	従業者に関しては、その員数についても記載する。 ※なお、従業者の員数は変更が生じる場合があり、その都度の運営規程の変更が生じないように、「〇〇名以上」として規定することも考えられる。	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日第75号)第16条	児童
		運営規程に緊急時等の対応方法が規定されていない。	緊急時等における対応方法を記載する。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月8日条例第66号)第8条>	特養
②	職員配置	資格要件を満たさない職員が配置されている。	速やかに資格要件を満たした職員の配置を行う。	熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第67号)第6条第2項>	養護
③	夜間勤務体制	ユニット型地域密着型施設の勤務体制において、「夜勤」と「準夜勤」の間で業務引継の時間が確保されていない。	引継時間を考慮した勤務体制に改める。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第53条(第41条第1項準用)>	特養
		遅々出(13:00~22:00)と夜勤(22:00~8:00)の業務引継ぎについて、適切に引継ぎができる体制が確保されていない。	業務引継ぎについて、時間外対応または勤務シフトの見直しにより、適切に引継ぎができる体制を確保する。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第53条(第41条第1項準用)	特養
④	地域との連携	運営推進会議における報告、要望、助言等の記録について、公表されていない。	地域密着特養においては、運営推進会議の設置及び概ね2月に1回以上の開催に加え、運営推進会議開催に係る記録を公表する。 ※公表方法は施設における会議記録ファイルの設置(HP掲載)等が一般的。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第53条(第48条準用)	特養
⑤	非常災害対策	自然災害に対する具体的な計画が未策定。	自然災害に対する具体的な計画を策定し、関係機関にかかる通報・連携体制を整備し、これらの職員への周知を定期的に行う。また、定期的に避難訓練等を実施する。 ○「社会福祉施設における風水害・台風・地震等防災計画策定にあたっての留意事項」(平成22年5月熊本県健康福祉部)の2(6)必要な物資等の確保及び(7)避難訓練等の実施において社会福祉施設における風水害・台風・地震発生時等の対応についての必要事項が規定。	熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第67号)第9条第1項及び第2項	養護
		消火訓練について、実施されていない月がある。	避難訓練と消火訓練はそれぞれ毎月1回以上実施する。 ○各施設の県基準条例及び消防関係法令に基づき、適切な避難訓練及び消火訓練の実施(児童福祉施設は毎月1回以上、特養等は年2回以上)の他、夜間訓練を行う。	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第75号)第5条第2項	児童

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	種別
⑥	就業規則	施設長の継続雇用に関して、就業規則における定年到達者の継続雇用に関する規定は専門職等のみを対象としたものとなっている。	就業規則における規定に基づいた運用を行い、実際の運用と就業規則の乖離が生じないようにする。 ※施設長やその他職員についての60歳を超えた職員の定年延長について等、当該法人の就業規則に適切に規定されていない(就業規則に規定されていない取り扱いを行っている)ケースが散見。	労働基準法第2条第2項、法人就業規則	養護
		60歳を超えた職員の定年延長については、理事会の決議を得て行うとされているが、理事会議事録に定年延長の合理的理由が記載されていない。	理事会に定年延長について諮る際は、その合理的理由等も併せて議事録に記載する。 ○就業規則における規定に基づいた運用を行い、実際の運用と就業規則の乖離が生じないようにする。	法人就業規則	軽費
		育児時間及び生理休暇について規定されていない。	育児時間及び生理休暇について規定する。	労働基準法 第67条 第68条	特養
		短時間労働者に交付する労働条件通知書の内容に「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」が明示されていない。	短時間労働者に交付する労働条件通知書の内容に「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を追加する。 ○労働者を雇い入れた時には、賃金・労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければならない。明示すべき労働条件の内容について確認する。	労働基準法第15条、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、同法施行規則第2条	児童特養救護
		年次有給休暇について、職員代表との協定締結がないまま時間単位での有給休暇が付与されている。	時間単位で年次有給休暇を付与する場合は、職員代表との協定を締結する。	労働基準法39条第4項	特養
		1週間の所定労働時間が正職員の4分の3以上の勤務実態がある職員について、社会保険に未加入となっている。	1週間の所定労働時間が正職員の4分の3以上の勤務実態がある職員については、社会保険に加入する。 ○社会保険・雇用保険の加入要件については、常時確認する。	健康保険法第3号、厚生年金保険法第9条	特養
		社会福祉施設職員等退職手当共済について、1名の職員が加入要件を満たすにも関わらず未加入となっている。	加入が必須となっている社会福祉施設等において、要件を満たす職員は加入が義務付けられている。福祉医療機構にも確認の上、加入対象となる場合には、加入手続きを行う。	社会福祉施設職員等退職共済法第2条及び第3条	障害者
⑦	給与規程	・給与規程に記載内容が実態と異なるものがある。また、給与規程と異なる支給がされているものがある。 ・「調整手当」の記載がないまま、「調整手当」が支払われている。 ・給料表の適用が実際と異なるものがある。	法人が定めた給与規程に対応した運用を行う。 ・再度確認のうえ、給与規程の変更を行うとともに、給与規程どおりの支給を行う。 ・「手当」を支給するのであれば、給与規程に明記する。 ・給料表の適用が実際と異なるものがあるため、確認のうえ、正当な額で支給する。	法人給与規程	軽費
		給与の支払いの根拠となる給与規程と、実際の運用に乖離が見受けられる。	法人が定めた給与規程に対応した運用を行う。	法人給与規程	特養
		看護師の資格手当が、給与規程との乖離がある。	法人が定めた給与規程に対応した運用を行う。	法人給与規程	養護
		基幹的職員に支給される手当について、給与規程に定めがないまま職務手当として支給されている。	法人が定めた給与規程に対応した運用を行う。 給与規程において支給の要件及び金額を定める。	法人給与規程	児童
		・新卒者の初任給格付けが給与規程どおりに行われておらず、実態と規程が乖離している。 ・前歴換算が給与規程どおりに行われておらず、同一職種、同一年度で中途採用された職員の前歴換算が均衡を欠くものとなっている。 ・宿直手当について、宿直従事者の平均給与日額の3分の1未満となっている。	法人が定めた給与規程に対応した運用を行う。 ・新卒者の初任給格付けについて、給与規程どおりに格付けできるよう必要な措置を講じる。 ・前歴換算について、給与規程どおりに前歴換算を行う。 ・宿直手当の額が宿直従事者の平均給与日額の3分の1以上となるよう改正する。	法人給与規程、「労働基準法関係解釈例規について」(昭和63年3月14日基発第150号労働省労働基準局長通知)	特養

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	種別
⑧	職員の健康管理	雇入れ時の職員健康診断が入職後数ヶ月経過して行われている。	事業者が常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合の例外を除き、当該労働者に対して所定事項について医師による健康診断を行わなければならない。 例外にあたらぬ限り、雇入れ時に事業者において健康診断を実施する。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第37号)第43条	障害児特養
		直接処遇職員の腰痛に関する健康診断について、採用時及び配置替時、適切に実施されていない。	直接処遇職員の腰痛に関する健康診断について、採用時及び配置替時、6か月以内ごとに実施する。なお、障害者施設においても、寝たきり等重度の入居者も増加傾向にあるので、腰痛対策は、事業所の状況により実施する。	職場における腰痛予防対策の推進について	障害者
⑨	生活制限及び身体拘束	身体拘束等の適正化のための取組みが実施されていない。	○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームにおいて、身体拘束等の適正化のための所定の取組みが必要。 ・各施設の県基準条例及び及び厚労省課長通知において所定の取組みが規定されているが、特に、特別養護老人ホームについては、所定の取組みが行われていない場合、身体拘束廃止未実施減算の規定が設けられている。	熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第67号)第17条第6項	養護
		身体拘束等の適正化のための指針について、規定すべき項目のうち、同指針に規定されていない項目がある。また、身体拘束等適正化対策検討委員会(3カ月に1回以上)及び支援員等の従業者に対する研修(年2回以上)が適切に実施されていない。	《必要な対応(適正化のために講じるべき措置)》 ①身体拘束等適正化委員会の3ヶ月に1回以上の開催及びその内容についての職員への周知 ②身体拘束等の適正化のための指針(所定の7項目について規定)の整備 ③定期的な職員研修(年2回以上)及び新採時研修の実施	熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第68号)第18条第5項	軽費
		緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合において、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を適切に記録していない。	やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第16条第5項、第37条第7項	特養
⑩	処遇計画	入所者のうち居宅サービスを利用している入所者について、施設の処遇計画が作成されていない。	生活相談員は入所者及びその家族の希望を勘案して、他の職員と協議のうえ、処遇計画を作成する。	熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月24日条例第67号)第17条第5項	養護
⑪	介護	褥瘡予防のための体制整備が適切に行われていない。	褥瘡対策のための指針、褥瘡予防のための計画の作成等基準に沿った整備及び職員研修を実施する。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第17条第5項及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4-4(5))	特養
⑫	食事	検食について、調理従事者が行っている場合がある。	検食について、食中毒が発生したときの原因究明を確実にを行うため、調理従事者でない職員が行う。 ○「大量調理施設衛生管理マニュアル(H9年3月24日)」に基づき、必要な対応をおこなうこと。 《必要となる主な対応》 検食/適切な時間(原則30分前)に調理従事者等(食品の盛り付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者)以外の者が行う。 検便の実施/給食関係者:採用時及び毎月 保存食/一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で、原材料及び調理済み食品について保存が必要。	大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)Ⅱ-5(4)⑪	軽費特養

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	種別
⑬	健康管理 及び 衛生管理	施設入所者に対する健康診断が年に1回の実施にとどまっている。	施設入所者に対しては、年2回以上定期的に健康診断を実施する。	熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日条例第79号)第32条	障害者
		感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための職員研修について、年1回しか実施されていない。	感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための職員研修について、年2回以上実施する。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第27条及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)第4-12	特養
		感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催されていない。	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知する。		特養
⑭	入所者預かり 金の状況	入所者預かり金の取扱いについて ・受領書の作成が漏れている。 ・入所者又は家族への収支状況等報告が適切に実施されていない。	取扱い要領(熊本県福祉生活部長通知)により、適正に運用する。 《必要な対応》 ・預り金保管依頼書、預り金台帳による管理。 ・施設長による毎月の確認(預り金台帳、現金及び預・貯金通帳、入金・出金等依頼書等) ・適切な現金の出納(受領書の作成、交付) ・施設長による定期的(年4回)な入所者又は家族への収支状況報告、等 ※施設においても取り扱い規程を定める。	社会福祉施設入所者預かり金等の管理及び取扱い要領(平成2年9月25日社福第1309号)	軽費
		家族からの出金依頼書のみで高額の出金が行われていた。	入所者以外からの出金依頼があった場合は、入所者の同意を得たうえで出金する。なお、同意の判断能力がないと認められる入所者については、施設長、出納職員、担当支援員等の協議により、同意の判断を行う。	社会福祉施設入所者預かり金等の管理及び取扱い要領(平成2年9月25日社福第1309号)	特養
		個別の出金にかかる本人の出金依頼書が徴取されていない。	本人の意思に基づくものであることを確認する手段として出金依頼書を徴取する。	社会福祉施設入所者預かり金等の管理及び取扱い要領(平成2年9月25日社福第1309号)	特養
		金銭判断能力を有しないと認められる入所者からの出金等依頼にかかる規定が整備されていない。	規定を整備し、施設長、出納職員、担当支援員等の3者が協議のうえ、必要妥当な額の出金等を行う体制を整備する。	社会福祉施設入所者預かり金等の管理及び取扱い要領(平成2年9月25日社福第1309号)	特養
⑮	事故発生 対応等	誤薬事故が連続して発生している。	事故の記録、マニュアル等の作成等は行われているが、事故発生の要因について更なる分析を行い、改善に向けた具体的な対応策を講じ、事故の再発防止を徹底する。なお、事故発生の防止及び発生時の対応については、事故発生防止委員会の開催や指針の作成等が基準条例において規定。	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日条例第66号)第32条	特養
		骨折等の事故について、市町村に対し入院の報告のみとなっている。	別途事故報告書を市町村へ提出する。なお、高齢者支援課の集団指導において、どのような場合に事故報告が必要か等の資料を配布し周知。	熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月24日条例第67号)第30条第2項	養護
		入所者の骨折事故について、県及び市町村への報告が行われていない。	医療機関での治療を要する程度の状態に至った事故は、全て県及び市町村へ報告する。なお、事故発生時には、県・市町村への連絡、事故に対する記録の整備、個人への損害賠償が求められている。	熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条	障害者

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠	種別
⑩	積立金・前期末 支払資金残高等	当期末支払資金残高が当該年度の措置費収入の30%を超えている。	当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保されたうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果として保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の措置費収入の30%以下となるようにする。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日社援発第0312001号局長通知3、4)	養護
		決算における当期末支払資金残高が当該年度の保護施設事務費収入の30%を超えて保有されている。	当期末支払資金残高は、保護施設事務費の適正な執行により適正な施設運営が確保されたうえで、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果として保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の保護施設事務費収入の30%以下となるようにする。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日社援発第0312001号局長通知)3、4、及び生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて(昭和63年5月27日社会局長通知)の1-(2)>	救護
		運営費(措置費)の弾力運用について、使用計画を作成せずに当該積立金が計上されている。	使用計画を作成の上、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として積立てを行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日社援発第0312001号局長通知)	養護
⑪	資金の運用	特別養護老人ホームにおいて、施設報酬を主たる財源とする資金を公益事業へ一時繰替使用したものが、当該年度内に補てんされていない。	年度内に補てんするか、又は当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲において資金を繰り入れるかの方法をとる。	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(平成12年3月10日老発第188号)第2-3-(4)	特養